

# IIJ 統合運用管理サービス・トライアルプログラム利用規約

平成 29 年 9 月 27 日 制定  
令和 4 年 10 月 1 日 最終改定

株式会社インターネットイニシアティブ

当社は、IIJ 統合運用管理サービス・トライアルプログラム（以下「本プログラム」といいます。）を提供するにあたり、本プログラムに関する規約を以下のとおり定めます。なお、当社は、この規約を変更することができます。この規約が変更された後における本プログラムに係る提供条件は、変更後の規約によります。また、この規約を変更するときは、当社は当該変更により影響を受ける契約者に対し、事前に当社が定める方法によりその内容について通知します。

## 第 1 条（定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本プログラム	当社が提供する IIJ 統合運用管理サービスのシステムを利用して、契約者のシステムの統合運用管理、監視及びアラート通知機能を提供するトライアル・プログラムであって、当社が仕様を定めるもの
本プログラム契約	本プログラムの利用に関する契約
契約者	本プログラム契約の契約者

## 第 2 条（利用資格）

本プログラムは、契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合に限り利用することができます。

## 第 3 条（契約の申込）

本プログラムに係る契約の申込みをしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、当社が定めるところにより、申込を行うものとします。

2 当社は、申込者における理由の如何にかかわらず、当社の判断により、契約の申込を拒絶することができます。この場合において、当該拒絶があったときは、当社は、当該申込者に対し、当社が定める方法によりその旨を通知します。

## 第 4 条（契約事項の変更等）

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったとき（相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書面を添えてその旨を届け出るものとします。

## 第 5 条（権利義務の譲渡制限）

契約者は、第三者に対し、本プログラム契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはできません。

## 第 6 条（再委託）

当社は、本プログラムの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

## 第 7 条（保証の制限及び免責）

本プログラムは、次の事項を含め、一切の事項について保証を行いません。

(1) 常に可用であること

(2) 完全性、正確性及び契約者への利用目的の適合性を有していること

2 当社は、本プログラムを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

#### 第8条（料金）

本プログラムの利用に係る料金は0円とします。

#### 第9条（本プログラムの利用期間）

本プログラムを利用できる利用期間は、本プログラムの利用開始日として当社が指定する日から30日間とします。

2 前項の利用期間を経過した日において、本プログラム契約は終了します。

#### 第10条（利用の条件）

契約者は、本プログラムを利用するため当社が定める必要な措置を講じていただく必要があります。

#### 第11条（評価結果の報告）

契約者は、本プログラムの利用の結果、機能の不足、改善の提案等の使用結果を、当社に報告するものとします。

#### 第12条（機密保持）

契約者は、本プログラムの利用に関し知り得た当社の技術情報及びサービスの内容を、当社が予め承諾した場合を除き、第三者に対して開示してはならないものとします。

#### 第13条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本プログラムの全部又は一部の提供を、事前に何ら予告を行わることなく中止することができます。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

#### 第14条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、本プログラムの提供を停止することができます。

(1) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様で本プログラムを利用したとき

(2) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様で本プログラムを利用したとき

(3) 当社又は本プログラムの信用を毀損するおそれがある態様で本プログラムを利用したとき

(4) この規約に定める契約者の義務に違反したとき

2 当社は、前項の規定により本プログラムの提供を停止するときは、契約者に対し、当社が定める方法により、事前にその旨、理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第15条（本プログラムの廃止）

当社は、第9条（本プログラムの利用期間）に定める利用期間内であっても、都合により本プログラムを廃止することができます。その場合、当社は契約者に対し、書面によりその旨を事前通知します。

## 第 16 条（契約の解除）

当社は契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本プログラム契約を解除することができます。この場合において、当社に損害が生じたときは、契約者は、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。

- (1) 第 14 条（利用の停止）第 1 項各号に定める事由に違反したとき
  - (2) 契約者について、破産、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続の申立てがあったとき
  - (3) その他当社が解除するにつきやむを得ない事由があると判断したとき
- 2 契約者は、当社に対し書面でその旨を通知することにより、本プログラム契約を解除することができます。この場合において、解除の効力は当該通知が当社に到達した日に生じるものとします。

## 第 17 条（裁判管轄）

この規約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

以上